

農年

農業者年金は 積立式の安心年金

☎ 農業委員会事務局 ☎ 77・3920

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している人は、誰でも農業者年金に加入できます。配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。

安全かつ効率的に運用

農業者年金は自ら積み立てた保険料とその運用益により将来の受け取り額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。そのため、加入者の減少や受給者の増加などがあっても、財政的な安定は損なわれない、少子高齢化時代にマッチした安心できる年金制度です。

また、自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万、6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも変更可能です。
※毎年6月に、積み立てた保険料の合計金額を必ずお知らせします。

節税対策にも効果的

・支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、所

得税・住民税の節税対策に役買います。

・将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます（65歳以上の方は公的年金などの合計額が120万円まで非課税）。

・保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

80歳までの保証付き

この年金は、原則65歳から一生涯受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

担い手世代に特別支援

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方に

は、納付する保険料に対して国庫補助（最高月額1万円、通算で最大216万円）制度が適用されます。

国庫補助金分は、農地などの経営継承をすれば、原則65歳から特例付加年金として受け取ることができます。農地などの経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

詳しいお問い合わせ

農業者年金基金

☎ 03-3502-1394

加入手続きはJAの窓口で



千葉テレビの人気番組「おじゃまします！市町村街かどクイズ」が来町（10月29日）

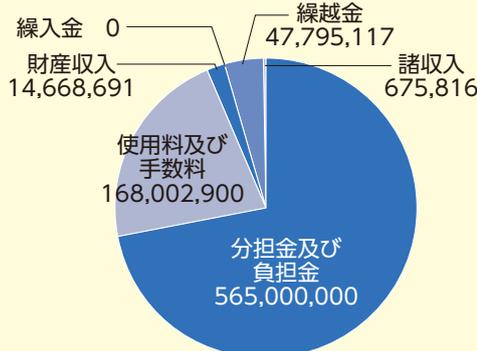
平成28年度決算

山武郡市環境衛生組合

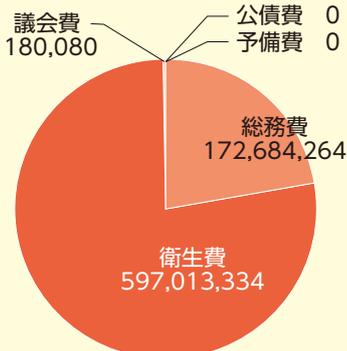
☎ 山武郡市環境衛生組合 ☎ 0479・86・3516

芝山町、山武市（山武地域、松尾地域、蓮沼地域）、横芝光町（横芝地域）を構成市町とし、共同でごみ処理を行っている山武郡市環境衛生組合の決算についてお知らせします。

歳入総額 796,142,524円



歳出総額 769,877,678円



医療

後期高齢者医療制度 医療費などの負担を減らせます

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

制度加入者で町民税非課税世帯の方は、町民税務課に申請すると、医療費の一部負担限度額と入院時食事療養費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

■対象者

制度加入者（被保険者）で世帯の全員が町民税非課税の方。所得により「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」があります。

■区分Ⅰ

・世帯の全員が町民税非課税でその世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円で計算）が0円となる方

・世帯の全員が町民税非課税であり、かつ制度加入者（被保険者）本人が老齢年金を受給している方

■区分Ⅱ

・世帯全員が町民税非課税の方（区分Ⅰ以外の方）

■区分Ⅱ（長期該当）

・過去12カ月で区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が90日を超えている方

■申請窓口 町民税務課国保年金係

■申請に必要な書類

・保険証
・印鑑（認印）
・老齢福祉年金を受給している方はその年金証書や振込通知書など

・区分Ⅱ（長期該当）の方は入院期間の分かる領収書など

・本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる通知カードなどと申請者の身分証明書

■認定証の有効期限

申請した月の初日から有効（区分Ⅱ（長期該当）の場合は申請月の翌月から）。また、認定証は1年ごとに更新され、有効期限は毎年7月末日です。

■認定証は医療機関に提示

医療機関を利用する際に認定証を提示することで、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられ、入院時の食事や生活に要する費用が減額されます。

納税

自動で簡単引き落とし 町税は口座振替で

問 町民税務課 収税係 ☎77・3916

「口座振替による納税」は、金融機関に出かけなくても、自動的に納税が完了します。町税の納税には、便利な「口座振替」をぜひご利用ください。

■口座振替の特徴

町税の納税については、便利な口座振替による納税をおすすめします。口座振替による納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われる方法です。

口座振替による納税を利用すると、わざわざ金融機関に出掛けて納付する必要がなくなるなど大変便利です。

一度手続きをすると、自動的に更新されます。ただし、固定資産の共有者が変更になったり、相続などにより所有者が変更になったりした場合などには、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

■手続きはお早めに

口座振替依頼書に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して、取扱金融機関へ提出してください。

■口座振替依頼書

町内の金融機関の窓口へ備えてある依頼書をご利用になるか、町民税務課収税係へご連絡いただければ郵送します。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

※ゆうちょ銀行は口座振替依頼書の様式が異なりますので、ゆうちょ銀行での手続きをご希望される場合は、ゆうちょ銀行窓口備え付けの依頼書をご利用ください。

■取扱金融機関など

千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

口座振替の手続きについては、各金融機関の窓口で説明していただくよう町からも依頼していますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください。